令和８年度愛媛県サイクル拠点施設再エネ設備等導入支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（以下「国交付要綱」という。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下「国実施要領」という。）に基づき、本県が予算の範囲内で実施する重点対策加速化事業における令和８年度愛媛県サイクル拠点施設再エネ設備等導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号。以下「規則」という。）及び令和８年度愛媛県サイクル拠点施設再エネ設備等導入支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、民間事業者が行う自家消費型太陽光発電設備や蓄電池設備の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、県内のサイクル拠点施設における脱炭素化の推進を目的とする。

（定義）

第３条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「自家消費型太陽光発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。（以下「再エネ特措法」という。））第９条第４項に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又は Feed in Premium 制度（以下「FIP」という。）の認定を取得せず自家消費を目的とした太陽光発電設備をいう。

(2)「サイクル拠点施設」とは、レンタサイクルを実施している施設、サイクルオアシス、サイクルレスキュー、その他サイクリングに関連する施設をいう。

(3)「電力販売契約」とは、補助対象設備の所有者が、当該設備を自己の負担により県内の事業所に導入し、発電した電力を、当該事業所を有する民間事業者に販売する契約をいう。

(4)「リース契約」とは、補助対象設備の所有者である貸主が、当該設備の借主である民間事業者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

（補助対象事業等）

第４条　補助対象事業、補助要件、補助対象経費、補助率等は、別表第１のとおりとする。

（補助対象者）

第５条　補助金の交付対象者は、県内のサイクル拠点施設に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する民間事業者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 県税の未納がある者。

(2) 愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年３月 26 日条例第 24 号）に規定する暴力団又は暴力団員等又はこれらの者が役員である法人。

(3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される者。

(4) 前３号に掲げる者のほか、当該事業の目的に照らして適切でないと知事が認める者。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第１号）に別表第２に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の補助金交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外するものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　知事は、前条第１項に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第８条　前条に規定する通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第２号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更による申請金額の増額は認めないものとする。

(1) 補助対象経費の額の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない 20 パーセント以内の経費の配分の変更は除く。）

(2) 補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）

(3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

２　知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して承認し、補助事業者に通知するものとする。

（遅延等の報告）

第９条　補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第３号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

（実績報告）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は令和９年３月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第４号）に別表３に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条　知事は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条　補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに支払請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条　知事は、第８条第１項第３号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
(2) 補助金を他の用途に使用した場合
(3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
(5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
(6) 補助事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合

２　前項の規定は、第11条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

３　知事は、第１項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条　知事は、前条第１項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第１項第５号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（取得財産の管理等）

第 15 条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第６号）を備え、管理するとともに、第 10 条に規定する実績報告書に添付して提出するものとする。

（取得財産の処分の制限）

第 16 条　取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

２　規則第 22 条第２項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数に相当する期間とする。

３　補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

４　知事は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、環境省中国四国地方環境事務所長の承認を受けた上で、財産処分の承認を決定し、当該申請者に対して書面で通知する。

５　知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に収入があったと認めたときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の経理等）

第 17 条　補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（自家消費割合の報告）

第 18 条　補助事業者は、知事から求めがあったときは、自家消費割合報告書（様式８号）に別表４に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（事例公表への協力義務）

第19条　知事は、県内サイクル拠点施設の脱炭素化に向けた取組みを促進するため、他の事業者の参考となる案件について、事例公表することとし、補助事業者に対して、取組内容やデータ等の提供を要請することができる。

２　補助事業者は、知事が前項の要請をした場合は、これに協力しなければならない。

（その他）

第20条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年５月20日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年10月13日から施行する。

別表第１（第４条関係）

区分	内容
補助対象事業	民間事業者が県内のサイクル拠点施設に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する事業。（電力販売契約・リース契約等によりサイクル拠点施設に導入される場合を含む。）
補助要件	１　太陽光発電設備 自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすもの。 （１）国実施要領別紙２の２ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 （２）商用化され、導入実績があること。 （３）中古設備でないこと。 （４）電力販売契約又はリース契約により補助対象設備を導入する場合は、電力販売契約等利用者に供給を行った電力量に紐付く環境価値を電力販売契約等利用者に帰属させるものであること。 （５）発電した電力の 50%以上を同一事業所の敷地内で使用（自家消費）すること。 ２　蓄電池設備 １の付帯設備として設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすもの。 （１）国実施要領別紙２の２ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。 （２）商用化され、導入実績があること。 （３）中古設備でないこと。 ３　その他 ・交付決定額について、事業全体の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値）が 25 万円/t-CO2 を超える部分については、交付対象事業費から除外する。（国実施要領別紙２・１エ） ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ-クレジット制度への登録を行わないこと。（国実施要領別紙２・１オ）
補助対象経費	（１）工事費（補助対象設備の設置に必要な工事に限る） （２）設備費 （３）業務費 （４）その他知事が認めるもの ※既存の設備に係る撤去・処分費は補助対象外とする。

補助率等	１　太陽光発電設備 設置容量１kW あたり５万円。 ２　蓄電池設備 蓄電池の価格（円/kWh）の３分の１（1,000 円未満切り捨て）ただし、下記価格の３分の１を上限とする。 ・家庭用（20kWh 未満）：14.1 万円/kWh（工事費込み・税抜き） ・業務用（20kWh 以上）：16.0 万円/kWh（工事費込み・税抜き）

別表第２（第６条関係）

区分	内容
交付申請書の添付書類	（１）事業計画書（別紙１） （２）補助対象設備に関する資料 （３）補助対象設備の導入場所の写真 （４）発電量及び自家消費量に係る根拠書類 （５）見積書 （６）県税に未納がないことを証する書類（県内に事業所がない事業者にあっては、直近の事業年度の法人税又は所得税の納税証明書 （７）申請者に応じた証明書 【法人】 ・貸借対照表及び損益計算書（直近２期分） ・登記事項証明書 【個人事業主】 ・確定申告書又は所得税青色申告決算書（直近２期分） （８）暴力団排除に係る誓約書（別紙２） （９）電力販売契約又はリース契約において、サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていること等が確認できる書類 (10) 設備導入の同意書 (11) その他知事が必要と認める書類

別表第３（第 10 条関係）

区分	内容
実績報告書の添付書類	（１）事業報告書（別紙４） （２）補助対象設備に関する資料 （３）補助対象設備の導入場所の写真（設備設置後） （４）補助事業に係る契約の証拠書類 （５）補助事業に係る支払い等の証拠書類 （６）取得財産等管理台帳・取得財産等明細書（様式第６号） （７）系統連系開始日が確認できる書類及び売電先との電力需給契約書 （８）その他知事が必要と認める書類

別表第４（第 18 条関係）

区分	内容
自家消費割合報告書の添付資料	（１）報告期間内の太陽光発電電力量が確認できる書類 （２）報告期間内の自家消費電力量が確認できる書類 （３）電力販売契約等利用者の電力消費量が確認できる書類 （４）その他知事が必要と認める書類